

## コミュニティ活動用備品管理及び貸出し要領

(目的)

第1条 この要領は、コミュニティ活動用備品（以下「備品」という。）の管理及び貸出しについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地区コミュニティ 自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体又はその連合体をいう。

(2) 市民活動団体 住民が主体となって地域をより住みやすい社会にするため、営利を目的とせず、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とし、自発的継続的に行われる活動を行う地域づくり団体、ボランティア団体及びNPO団体をいう。

(備品)

第3条 貸出しを行う備品は、次のとおりとする。

種別	数量
液晶プロジェクター	3
DVDプレーヤー	2
三脚傾斜式スタンド（スクリーン）	2
テーブルトップスクリーン	1
レーザーポインター	2
スピーカー	1

(貸出しの対象)

第4条 備品の貸出しの対象は、市内の地区コミュニティ又は市民活動団体が行う公益的な活動とする。

(貸出しの条件)

第5条 備品の貸出し場所は、鴨川市市民福祉部市民生活課（以下「市民生活課」という。）とする。

2 貸出しは無料とする。

(貸出しの申込み)

第6条 備品の貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日の7日前までに別記様式により申込みを行うものとする。

(貸出し期間)

第7条 備品の貸出し期間は、1回の申込みにつき、貸出しを受けようとする日から起算して7日間までとする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(備品の返却)

第8条 備品の貸出しを受けた者は、前条に定める期間内に当該備品を返却しなければならない。

2 備品の返却場所は、市民生活課とする。

(貸出しを受けた者の義務)

第9条 備品の貸出しを受けた者は、当該備品を転貸してはならない。

- 2 備品を使用する者は、善良なる管理者の注意をもって備品を取り扱わなければならない。
- 3 備品の貸出しを受けた者が、故意又は過失により備品を亡失又は損傷させた場合は、直ちに弁償しなければならない。

(取扱い時間)

第10条 備品の貸出し及び返却の取扱い時間は、土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日までを除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(所管)

第11条 備品の管理及び貸出しに関する事務は、市民生活課が取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日制定)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。